

松田町住宅取得促進奨励金 のご案内



この奨励金は、松田町への定住促進、地域経済の活性化に資するため、松田町において住宅を新たに建築または購入した際に、一定の要件を満たす方を対象に住宅取得促進奨励金を交付するものです。

■奨励金の額

一律 10万円

■手続きの流れ

①申請 ⇒ ②審査 ⇒ ③交付決定 ⇒ ④請求 ⇒ ⑤交付(振込)

■交付の要件

- ① 交付申請者とその同居する方が、交付申請時に町税等の滞納がないこと。
- ② 取得住宅の延べ床面積が50平方メートル以上であること。
- ③ 取得住宅に10年以上居住すること。

※別荘等の一時的に使用するものやアパートなどの賃貸を目的としたものは対象となりませんのでご注意ください。

※ワンルームマンション・中古住宅の購入は対象となります。

※共有名義の場合は、申請者持分が2分の1以上の方をお願いします。分譲マンションの場合は、共有部分は含まず、専用部分の延べ床面積で判定します。

※公共工事等により住宅移転の補償がされている場合は対象外となります。

※**建物登記完了日または松田町に住民登録をした日のいずれか遅い日から6カ月以内に申請してください。**

■申請時に必要な書類

- ① 奨励金交付申請書(第1号様式)
- ② 取得住宅の所有者が確認できる書類(建物の登記事項証明書の写し等)

登記事項証明書は法務局にて取得できます。

- ③ 取得住宅の床面積が確認できる書類

登記事項証明書をご提出される場合は、こちらに記載がございます。

- ④ 検査済証の写し

建築確認検査済証の写しは、主に建築確認申請に添付されている書類です。中古住宅購入時に売主から同書類の交付を受けていない場合は免除とします。

- ⑤ 取得住宅の全体(外観)写真
- ⑥ アンケート
- ⑦ 奨励金交付請求書(第4号様式)
- ⑧ その他町長が必要と認める書類

★ 様式は、町公式サイトからダウンロードできますので、ご活用ください ★

(<https://town.matsuda.kanagawa.jp/site/teiju-syoushi/h26koufuseido.html>)

町では、町に居住する勤労者が対象となる金融機関から自己の居住するための住宅の新築・購入等に関する資金の融資を受けた場合の支払い利息の一部を補助しています⇒役場1階観光経済課にお問い合わせください。

<https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/9/sangyo.html#kinro>

松田町定住少子化担当室(役場3F)

松田町松田惣領2037番地

TEL 0465-84-5541

MAIL teiju@town.matsuda.kanagawa.jp



町公式サイト



移住特設ページ